

## 歯周病検診のご案内

### お口の中から健康管理!

令和2年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員の皆さんに、歯周病検診を無料で受けられる受診券を交付します。

疾病予防対策の一環として歯周病の早期発見・早期治療のためにも、今年度対象となる方は、ぜひこの機会に検診を受けて歯の健康状態をチェックしましょう。



対象者	令和2年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員 (任意継続組合員を除きます。) ※原則、歯の治療中の方は受診できません。
検診内容	歯周組織の検査、問診、指導
実施検診機関	(公社)茨城県歯科医師会に入会し歯周病検診事業に参加している歯科医院
検診期間	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
自己負担額	無料 *全額当組合が負担します。
受診券	対象者へ5月下旬に共済事務担当課をとおして交付します。

お問い合わせ先 医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413

## 財産形成住宅貸付のご案内

この貸付は、勤労者財産形成貯蓄をしている組合員に住宅取得等資金を貸付ける事業です。なお、年度予算が決まっているため希望者多数の場合は先着順となります。

また、募集期間や貸付条件等の最新情報については、共済事務担当課および当組合ホームページをとおしてお知らせしますので、確認のうえお申し込みください。

《募集時期》年2回(6月および10月)

《貸付利率》**年利0.59%**(令和2年4月時点)

《貸付金総額》令和2年度:8,800万円(予定額)

《対象物件》組合員が自ら居住するために新築・増改築・購入する住宅

《借入資格》勤労者財産形成貯蓄を1年以上継続していて、貯蓄額が50万円以上ある方(共済貯金は含みません。)

《貸付金限度額》勤労者財産形成貯蓄額の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、退職手当の額に200万円を加えた額となります。

《償還期間》金額にかかわらず15年以内

《その他》・抵当権の設定はありませんが、損害保険に加入することになります。  
・借り換えには利用できません。



お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412